

第6章 実現化方策

（１）市民との協働によるまちづくり

本マスタープランで定めた将来像については、土地の使い方や建築物の建て方についてのルールといった土地利用規制をはじめ、道路、公園、下水道等の施設整備、土地区画整理事業等の面的な市街地整備の実施によって、その実現を目指すことを基本としています。

また、これら事業の実施に当たっては、市民の皆様のご理解ご協力が必要となります。

そのため、市ホームページや広報紙、パンフレットの配布等を通じて本マスタープランの周知を図るとともに、ワークショップ開催など市民の取組を支援し、まちづくりへの理解と関心を高めていきます。

（２）土地利用の規制と誘導

大勢の人が生活している都市においては、土地の使い方や建築物の建て方についてのルールを定めて、それをお互いが守っていくことが重要になります。そのため、本市では現在、計画的に都市づくりを進めていくため、都市計画法に基づく土地の使い方や建築物の建て方についてのルールを設けています。

都市計画法に基づいて定める都市づくりルールの手法としては、代表的なものとして開発許可制度、地域地区制度、地区計画制度があります。本マスタープランで定めた将来像の実現に向けては、これらの規制誘導手法を適正に運用し、都市づくりルールの策定又は変更を行うことになります。

（３）都市計画施設の適切な見直しと重点的な整備

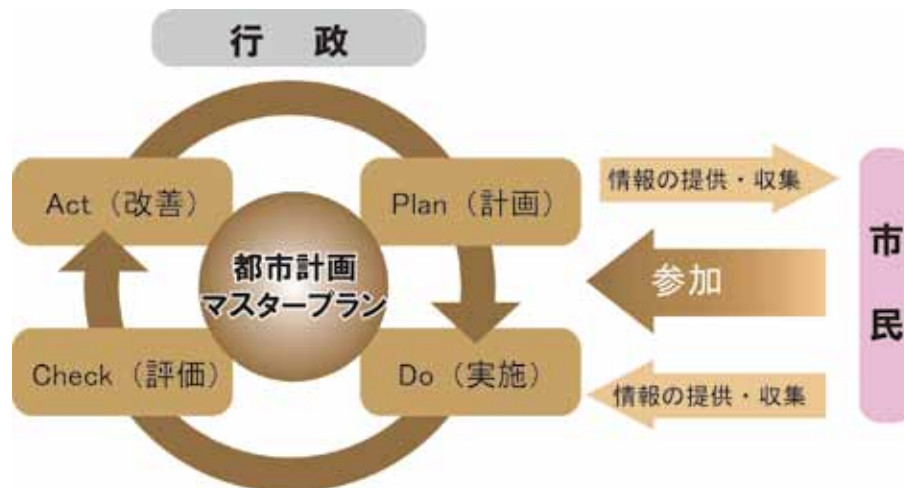
人口減少社会の到来等の社会経済情勢の変化を踏まえると、本マスタープランで位置付けた幹線道路や公園・緑地の中には、その必要性に変化が生じているものも存在すると考えられます。そのため、都市計画決定されてから長期未整備の幹線道路や公園・緑地については、必要性や実現性を詳細に検証し、整備計画の廃止を含めた適切な見直しを図ります。

また、限られた財源の中で、選択と集中による効率的、効果的な都市施設の整備を進めるため、引き続き整備すべき重要度の高い都市計画道路や都市計画公園・緑地については、整備時期等を明らかにした整備プログラムに基づき、計画的、重点的な整備を図るとともに、既存の都市施設については、その有効活用に向けた戦略的な維持管理・更新を図ります。

（４）都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは中長期的な展望に立って定めた基本方針であるため、「姫路市総合計画」や「中播都市計画区域マスタープラン」の見直しや社会経済情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、適宜情勢に応じた必要な見直しを行います。

また、都市計画基礎調査をもとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、都市の現状や変化の様子などを的確に把握し、5年ごとに進行管理を行うとともに、概ね10年ごとに見直しの検証を行います。



■ マスタープランの評価と見直し